

◎受益者負担金制度とは

下水道は、道路や公園などの誰でも利用できる施設とは異なり、整備された地域の人だけが利用できる施設です。この限られた人たちのために下水道建設費を市民の皆さまの税金だけでまかなうのは負担の公平性を欠くことから、公共下水道が整備された地域の皆さまに下水道施設（道路部分の下水道管等）の建設費の一部（5分の1）を負担していただいています。受益者負担金は対象となる土地の面積に応じて負担していただきます、請求は、その土地に対して1回限りのものです。

◎受益者申告書の提出について

受益者負担金を納付する受益者（権利者）とは、原則として土地の所有者です。ただし、地上権者・質権者・使用借主・賃借人がいる場合、その者を受益者とすることができます。関係者間で十分に協議して申告してください。

「受益者申告書」に、支払い方法と該当する土地の地番、地目、面積等を記入のうえ、土地の所有者及び権利者欄に署名又は記名押印して提出してください。

後日、この申告書に基づき、納入通知書を送ります。

◎負担していただく金額は

$$\boxed{\text{土地の面積}} \times \boxed{\text{㎡当たりの単価（円）}} = \boxed{\text{受益者負担金（円）}}$$

土地の面積に単位当たりの単価を掛けて算出します。

◎受益者負担金の納付について

基本的には1年4期（回）・5年間で20回に分けて納付しますが、「受益者申告書」で選択した支払方法により、まとめて払うことも可能です。

この場合は、前納報奨金の対象となり、前納回数に応じて割引が受けられます。

納付方法は、①一括納付（1回払い）

②一年前納（1年度分ずつ5～6年間・5～6回払い）

③分割納付（1年に4回ずつ5年間・20回払い）

※①の一括払いの場合は、受益者負担金額の約9.5%が割り引かれます。

問合せ先

浜松市上下水道部 お客さまサービス課 総合案内
電話 053-474-2511